

香川県工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

香川県工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、当分の間、下記により拡充することとする。

記

原材料費の高騰等の特別な原因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、「香川県工事請負契約約款第25条第5項の運用について」（平成20年7月16日施行）に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の原因について十分に把握するものとし、その原因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附則

1. この通知は、平成20年11月5日から施行し、適用する。